

議題：第1号

令和4年度甲府市立図書館休館日について

1 特別整理期間

全館における蔵書点検作業のための休館日を、令和5年1月29日（日）から2月9日（木）までとする。

ただし、この期間には、月末整理日「1月31日（火）」及び月曜休館日「1月30日（月）、2月6日（月）」を含む。

2 臨時休館日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を開館日とするため、その代替の休館日を次のとおりとする。

令和4年 5月6日（金）、7月19日（火）、8月12日（金）、9月20日（火）、
10月11日（火）、11月4日（金）、11月24日（木）
令和5年 1月10日（火）、2月24日（金）、3月22日（水）

3 その他の休館日

別紙のとおり。

令和4年度甲府市立図書館開館日数等一覧表

年	月	開館日数	月曜休館日数	月末整理日数	臨時休館	年末年始休館日数	蔵書点検日数	合計日数
令和4年	4月	25	4	1	0	0	0	30
	5月	25	4	1	1	0	0	31
	6月	25	4	1	0	0	0	30
	7月	26	3	1	1	0	0	31
	8月	24	5	1	1	0	0	31
	9月	25	3	1	1	0	0	30
	10月	26	3	1	1	0	0	31
	11月	23	4	1	2	0	0	30
	12月	23	3	1	0	4	0	31
令和5年	1月	21	3	1	1	4	1	31
	2月	14	3	1	1	0	9	28
	3月	25	4	1	1	0	0	31
合 計		282	43	12	10	8	10	365

－参考－

令和3年度	282	44	12	9	8	10	365
令和2年度	282	45	12	9	8	9	365
令和元年度 (平成31年度)	282	42	12	10	8	12	366

コウフ シリット ショカン リョウ
甲府市立図書館利用カレンダー

R4年4月～R5年9月

4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

(開館 25 日 ・ 休館 5 日)
平日 15 日 ・ 土日祝 10 日

5月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

(開館 25 日 ・ 休館 6 日)
平日 13 日 ・ 土日祝 12 日

※30日 月曜日+月末整理日

6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

(開館 25 日 ・ 休館 5 日)
平日 17 日 ・ 土日祝 8 日

7月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

(開館 26 日 ・ 休館 5 日)
平日 15 日 ・ 土日祝 11 日

8月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

(開館 24 日 ・ 休館 7 日)
平日 15 日 ・ 土日祝 9 日

9月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

(開館 25 日 ・ 休館 5 日)
平日 15 日 ・ 土日祝 10 日

4/29 昭和の日
5/3 憲法記念日
5/4 みどりの日
5/5 こどもの日

7/18 海の日
8/11 山の日
9/19 敬老の日
9/23 秋分の日

* 網掛けは休館日 (二重線枠は月末整理日)
* 太枠は祝日

R4年10月～R5年3月

10月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

(開館 26 日 ・ 休館 5 日)

平日 15 日 ・ 土日祝 11 日

※31日 月曜日+月末整理日

11月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

(開館 23 日 ・ 休館 7 日)

平日 13 日 ・ 土日祝 10 日

12月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

(開館 23 日 ・ 休館 8 日)

平日 15 日 ・ 土日祝 8 日

※26日 月曜日+月末整理日

1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

(開館 21 日 ・ 休館 10 日)

平日 13 日 ・ 土日祝 8 日

2月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

(開館 14 日 ・ 休館 14 日)

平日 7 日 ・ 土日祝 7 日

3月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

(開館 25 日 ・ 休館 6 日)

平日 16 日 ・ 土日祝 9 日

10/10 スポーツの日

11/3 文化の日

11/23 勤労感謝の日

1/1 元旦

1/9 成人の日

2/11 建国記念の日

2/23 天皇誕生日

3/21 春分の日

* 網掛けは休館日
(二重線枠は月末整理日)

年間日数	開館	休館	合計
	282	83	365

* 太枠は祝日

開館日数	平日	土日祝	合計
	169	113	282

報告：第1号

12月3日（金）02 山田弘之 議員 答弁資料目次（令和3年12月 定例会）

（分割方式）1-1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
1-1	ヤングケアラーに係る取組について	教育長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
2-1 2-2	あすなろ学級の西庁舎への新設と子ども応援プラットフォームとの連携・協働について	教育長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
3-1	甲府城南側周辺整備の進捗状況及び整備に伴う街路灯・防犯灯について	まちづくり部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
4-1	地域経済の活性化に向けた施策について	産業部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
5-1	発達障がい児の支援や対応について	市長	1

報告：第1号

令和3年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

ヤングケアラーに係る取組について

- (1) 質問者 山田弘之 議員
- (2) 質問日 12月3日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 答弁内容

国は、令和3年5月に公表した「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」において、様々な分野が連携し、ヤングケアラーを早期に発見したうえで支援を行うことが重要であるとの見解を示しております。

これを受け、山梨県は、本年7月に実施した「小・中・高校生の生活実態に関するアンケート」等の調査結果を踏まえ、「ヤングケアラー支援ネットワーク会議」において現在、関係機関による包括的な支援体制のあり方について検討しているところであります。

このような中、本市教育委員会におきましては、これまでも、学校において、児童生徒から、様々な悩みの相談を受け、そのサポートをしているところではありますが、本年9月には、各校に対して、ヤングケアラーの概念について教職員への周知を図るとともに、児童生徒から相談のあった場合や気になる事例を発見した場合は、児童相談所や市福祉部局等に積極的に相談するよう指導したところであります。

今後におきましても、庁内関係部局による協議を重ねながら、学校現場におけるヤングケアラーへの支援を推進する中で、人材等の必要性についても検討してまいります。

報告：第1号

令和3年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

あすなる学級の西庁舎への新設と子ども応援プラットフォームとの連携・協働について

- (1) 質問者 山田弘之 議員
- (2) 質問日 12月3日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 答弁内容

あすなる学級は、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を目的に、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充等のための相談・指導を行う施設であります。

一方、子ども応援プラットフォームは、全ての大人が関わり合いながら、団体相互の連携により子どもの育ちに関する活動をより効果的に応援する仕組みであり、学校とは異なる場や関係性の中で様々な大人が子どもの育ちを支えることは人間形成に良い影響があると考えております。

あすなる学級と子ども応援プラットフォームとでは、その果たす機能も異なることから、現時点では、両者がその機能を十分に果たせるよう、取り組んでいくことが大切であると考えておりますが、子ども応援会議に対しましては、子ども自身が自分のよさや可能性を発見したり、多様な価値観に触れる等の機会につながることを期待されますことから引き続き、オブザーバーとして、同会議が目的とする「分野ごと又は分野を超えたネットワークづくり」に資する情報を提供してまいります。

あすなる学級の新設につきましては、不登校児童生徒数の推移などを見ながら、その可否や設置場所について検討してまいります。

報告：第1号

12月6日(月)06 神山玄太 議員 答弁資料目次(令和3年12月 定例会)

(分割方式) 1-1

番号	質問事項	答 弁 者	答弁 順番
1-1 1-2 1-3	新交通システムの導入について	リニア交通政策監	1

番号	質問事項	答 弁 者	答弁 順番
2-1 2-2 2-3	部活動合同チームの現状と合同チームの常設について	教育長	1

番号	質問事項	答 弁 者	答弁 順番
3-1 3-2	金峰山の登山ルート整備について	市長	1

報告：第1号

令和3年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

部活動合同チームの現状と合同チームの常設について

- (1) 質問者 神山玄太 議員
- (2) 質問日 12月6日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 答弁内容

文部科学省は、部活動について、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場であるとして、その意義を評価する一方で、教師による献身的な勤務の下で成り立っており、長時間労働の要因となっているなどの課題を指摘したうえで、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる部活動改革が必要であるとしております。

こうした中、現在、本県においては、総合体育大会や新人体育大会を主催する山梨県小中学校体育連盟が、全県的な生徒数の減少対策として、複数校での合同チームによる大会参加を認めており、本年度においては、北中と北西中によるサッカー、西中と笛南中による女子バレーなど、4つの合同チームが大会に参加しております。

なお、現状では、部員数が少なく、かつ、合同チーム編成に至らないため大会に参加できない部活動は、確認されておられません。

次に、ブロック単位での合同チームの常設につきましては、山梨県小中学校体育連盟は、あくまで、学校単位での大会参加を原則とし、部員数が少なく、単独参加が難しい場合の救済措置として、合同チームによる参加を認めていることから、現行の制度下では、合同チームの常設は難しいと考えてお

報告：第1号

ります。

今後につきましては、部活動の教育的意義を踏まえつつ、休日の部活動の段階的な地域移行や地域の実情を踏まえた合同部活動の推進など、現在、国が実践研究を進めている部活動改革に係る動向を注視しながら、持続可能な部活動の在り方について検討してまいります。

報告：第1号

12月6日(月)07 鈴木 篤 議員 答弁資料目次(令和3年12月 定例会)

(分割方式) 1-1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
1-1	甲府商業高校、甲府商科専門学校の入学試験における コロナウイルス感染症対応について	教育長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
2-1 2-2	連携のあり方について	企画財務部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
3-1	甲府の水を昇仙峡の観光振興に活かす取組について	市長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
4-1	低未利用資産の有効活用について	行政経営部長	1

報告：第1号

令和3年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

甲府商業高校、甲府商科専門学校の入学試験におけるコロナウイルス感染症対応について

- (1) 質問者 鈴木 篤 議員
- (2) 質問日 12月6日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 答弁内容

新型コロナウイルスの感染者数は、全国的に減少傾向が続いておりますが、新たな変異株が国内で確認されたことから、本市教育委員会では、本格的な入学・就職試験シーズンを迎えることも踏まえ、全小中学校、及び甲府商業高等学校、甲府商科専門学校に対して、改めて、基本的な感染症対策の徹底を図るよう、指導したところであります。

コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者となった生徒の受験機会の確保につきましては、甲府商科専門学校では、独自に作成した「コロナウイルス感染症に対応した受験実施のガイドライン」により、予定していた入学試験をコロナウイルス感染症のため、受けることのできなかつた生徒を対象に、3月中旬以降に、あらためて入学試験を行うこととしております。

一方、甲府商業高等学校については、県教育委員会が定める「公立高等学校入学者選抜要項」に基づき入学試験を実施することとなっており、その要項では、前期試験については、後期試験出願期日の関係で、別日での受験機会は設けられておりませんが、後期試験につきましては、本来の入学試験日の10日後に、「追検査」という形で受験機会を確保することとなっております。

報告：第1号

す。

また、このような受験機会の確保に係る情報につきましては、両校とも、受験者あての通知や受験者の在籍校を通じて、周知を始めているところであります。

さらに、入学試験直前に濃厚接触者となった児童生徒につきましては、可能な限り、予定した期日に入学試験を受けられるよう、市保健所と協議し、早期のPCR検査実施等、柔軟で迅速な検査体制をとることで、受験機会の確保を行うことを確認しております。

今後におきましては、当日、発熱など体調不良を訴える生徒に対する別室受験などの配慮も行いながら、コロナ禍においても、受験生が、人生の大きな岐路となる入学試験に安心して臨める体制づくりに努めてまいります。

報告：第1号

12月6日(月)08 深沢健吾 議員 答弁資料目次(令和3年12月 定例会)

(分割方式) 1-1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
1-1	ふるさと納税への取組について	市長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
2-1 2-2	G I G Aスクール構想の展開と現在の取組状況、及び 教員をサポートする専門人材について	教育長	1
2-3	G I G Aスクール推進における児童生徒の視力低下 への対応について	教育長	2

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
3-1	脱炭素社会の実現に向けた取組について	環境部長	1
3-2	食品ロスへの取組について	環境部長	2

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
4-1	本市における中高年男性の風しん検査について	保健衛生監	1

報告：第1号

令和3年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

G I G Aスクール構想の展開と現在の取組状況、及び教員をサポートする 専門人材について

- (1) 質問者 深沢健吾 議員
- (2) 質問日 12月6日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 答弁内容

国は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現するためのG I G Aスクール構想を推進しております。

こうした中、本市教育委員会におきましては、本年4月に、学校教育課内に情報化推進係を新設し、円滑な端末活用を図るため、それぞれの教員のスキルに合わせた研修や先進事例の情報提供、試行授業の実施、I C T推進リーダー教員の育成などの準備を行い、この10月より、全小中学校において、1人1台端末の本格運用を開始したところであります。

これに先立ち、9月には、「甲府市G I G Aスクール推進ビジョン」を策定し、「新しい時代の『まなび』を創り、子どもの未来を拓くまち」「～これまでの実践とI C Tとを最適に組み合わせるハイブリッド化により、教育の質の向上を図る～」の基本目標のもと、「主体的・対話的で深い学び」や「時間・距離の制約を超えた遠隔教育」、「感染症や災害の発生を乗り越える学びの保障」など6つの個別目標を設定し、その実現に向け、取り組むこととしたところであります。

報告：第1号

更に、1人1台端末を先行導入した自治体からの報告によれば、「端末導入初期には、端末の操作支援や障害トラブルへの対応を丁寧に行うことが、その後の円滑な活用につながる」とのことから、全ての教員が、不安なく、端末を活用できる環境を作るため、10月より、3名の専門人材が各校を定期的に巡回し、授業での支援を行うとともに、動作異常や通信環境の不具合に対応するヘルプデスクも新たに開設したところであります。

また、同月には「Google for Education パートナー自治体プログラム」に参画し、教員研修の実施や先進事例の提供・共有などGoogle社の手厚いサポートを受ける中で、GIGAスクール構想をより強力に進める体制も整えたところであります。

本格運用後の状況につきましては、学習支援アプリを活用した、プレゼンテーションやグループ内での意見共有、学習事項の定着確認のための小テスト、テレビ会議機能による各種集会、カメラ機能を活用した観察記録の作成など、各校で、創意ある活用がなされ、全小中学校において、意欲的な取組が始まっております。

今後におきましても、「甲府市GIGAスクール推進ビジョン」に基づき、学校現場と連携しながら、組織的・計画的な取組を進める中で教育の質の更なる向上を図り、変化の激しい社会を生きていくために必要な資質・能力の育成に努めてまいります。

報告：第1号

令和3年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

G I G Aスクール推進における児童生徒の視力低下への対応について

- (1) 質問者 深沢健吾 議員
- (2) 質問日 12月6日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 答弁内容

文部科学省は、令和2年6月に公表した「教育の情報化に関する手引」において、教育の情報化に伴い、児童生徒が学校生活の中でICTを活用する機会が多くなることから、健康面に配慮した取組を進めていくことが重要になるとしております。

こうした中、本市教育委員会では、本年度4月からの1人1台端末の配備に合わせ、昨年度末に、教員向けに作成・配布した「G I G Aスクール実施の手引き」において、文部科学省の指導資料に基づき、児童生徒の目の疲労への配慮事項として、端末画面との距離は30cm以上離す、視線は画面と直行する角度に近づける、背中を伸ばすなどの指導を行うよう学校に求めたところであります。

また、今年度については、端末の動作環境等の確認のために各家庭への持ち帰りを行った際に、使用時の注意事項として、30分に1回は20秒以上遠くを見つめて目を休める、就寝1時間前からは端末画面を見ないなどの協力を保護者にも求めたところであります。

更に、画面保護や落下時の飛散を防止し、ブルーライトをカットするとともに、反射を低減させ、目への負担軽減を図ることができる抗菌仕様のフィ

報告：第1号

ルムを全ての端末に装着するための補正予算案を本定例会に計上したところ
であります。

今後におきましても、視力低下などの健康被害を防止するための取組を計
画的に進める中で、健康面にも配慮した適切な端末の活用が図られるよう、
努めてまいります。

報告：第1号

12月7日(火) 11 堀とめほ 議員 答弁資料目次 (令和3年12月 定例会)

(分割方式) 1-1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
1-1 1-2 1-3	殺処分ゼロに向けた地域猫活動について	市長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
2-1	放課後児童クラブについて	子ども未来部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
3-1	ハイリー・センシティブ・チャイルドへの対応について	教育長	1
3-2 3-3	不登校児童生徒の進路実現に向けた支援と不登校児童生徒の保護者に対する支援について	教育長	2
3-4	義務教育卒業後の青少年へのサポートについて	子ども未来部長	3

報告：第1号

令和3年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

ハイリー・センシティブ・チャイルドへの対応について

- (1) 質問者 堀とめほ 議員
- (2) 質問日 12月7日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 答弁内容

ハイリー・センシティブ・チャイルドは、「人一倍敏感な子ども」とも言われ、このような子どもにとって、学校は刺激が多く、疲れやすく、傷つきやすい場所であり、不登校の要因にもなりうるとして、近年、研究が進められている、心理学的概念であります。

本市教育委員会では、これまでも、学校教育指導重点に、「共感的で適切な児童生徒理解、教師と児童生徒との信頼関係に基づく生徒指導」を掲げ、児童生徒それぞれの特徴や傾向を十分に理解したうえで、その子どもにあった適切な指導を行うよう努めてきたところであり、ハイリー・センシティブ・チャイルドにつきましては、令和元年度に、本市教育委員会主催の不登校担当教員の研修会において、その特徴などについて取り上げ、各校に周知を図ったところであります。

今後におきましては、研修などを通じて、教員のハイリー・センシティブ・チャイルドに対する理解を引き続き、深めるとともに、必要な支援や配慮の在り方について、国や県の動向を注視してまいります。

報告：第1号

令和3年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

不登校児童生徒の進路実現に向けた支援と不登校児童生徒の保護者に対する支援について

- (1) 質問者 堀とめほ 議員
- (2) 質問日 12月7日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 答弁内容

文部科学省は、不登校児童生徒への支援については、学校関係者や家庭、関係機関が情報を共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策の策定や社会的自立に向けて、進路の選択肢を広げる支援を行うことが重要であるとしております。

本市教育委員会における不登校生徒の進路実現に向けた対策の現状につきましては、適切な進路情報の提供と学力面でのサポートが大切であることからあすなる学級での個に応じた学習指導や進路相談、自立支援カウンセラーによる教育相談などを行うとともに、各校においては、別室での学習指導や家庭訪問による進路情報の提供、個別の進路相談などを、行っているところであります。

加えて、本年10月からは、不登校児童生徒に多様な学習機会を確保することを目的に当該児童生徒や保護者が希望する場合は、1人1台端末を家庭に持ち帰り、ドリル型学習アプリなどによる学習支援を試行的に始めたところであります。

次に、不登校児童生徒の保護者への支援につきましては、相談窓口等の周

報告：第1号

知、教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談・助言などを、これまでも行ってきたところではありますが、今後におきましても、児童生徒の学校復帰や社会的自立を支えるため、保護者の不安に寄り添いながら、適切なサポートに努めるとともに、不登校問題に係る様々な関係者の意見も参考にしながら、よりよい保護者支援の在り方について検討してまいります。